

⚠️ ご注意いただきたいこと

■がん手術共済金について

治療を直接の目的としないもの(例:生検・腹腔鏡検査など、診断または検査を目的とするもの)は、がん手術共済金をお支払いできません。公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術のうち次の(ア)～(キ)に該当する手術は、がん手術共済金をお支払いできません。

- (ア)創傷処理(イ)皮膚切開術(ウ)デブリードマン(エ)骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術、非観血的関節授動術
- (オ)外耳道異物除去術(カ)鼻内異物摘出術(キ)抜歯手術

■がん先進医療共済金について

がん先進医療共済金は、がんにより、公的医療保険制度における評価療養のうち、療養を受けられた日において、厚生労働大臣の定める先進医療に該当する療養を受けられた場合にお支払いします。なお、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。先進医療の最新情報および実施している医療機関については厚生労働省のホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)をご確認ください。

■共済掛金払込免除制度について

災害による所定の第1級～第4級の後遺障害の状態、所定の感染症による第1級後遺障害の状態または災害や所定の感染症による重度要介護状態となった場合には、以後の共済掛金はいただきません。ただし、原因等により免除にならない場合があります。

■口座振替掛金について

共済掛金の払込経路が口座振替扱いの共済契約または前納期間中の共済契約の場合には、お払込みいただく共済掛金に割安な「口座振替掛金」が適用されます。

■指定代理請求特約について(この特約の共済掛金は必要ありません)

受取人となる被共済者が、病気やケガにより共済金等を請求できない身体状況にある場合などの特別な事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人がその共済金等を代理請求することができます。

- (例)病気やケガにより、被共済者ご自身が意思表示できないとき
- ※指定代理請求人に共済金等をお支払いしている場合は、その後共済金等の受取人からその共済金等についてご請求を受けても重複してお支払いはいたしません。
- ※ご請求時に所定の条件を満たさない場合等により、指定代理請求人による代理請求ができない場合があります。

■扱別について

告知書扱いです。

■割りもどし金について

割りもどし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引出しになれます。ただし、割りもどし金の額は年度ごとに変動し、経済情勢などによっては0となる年度もあります。

■解約時の返れい金について

この共済には、解約時の返れい金はありません。

■死亡通知について

被共済者の死亡により共済契約が消滅した場合は、死亡時通知人は組合への通知が必要となります。

JA共済は、国立がん研究センターとがん情報の普及啓発のための協定を締結し、チラシの作成・配布等を通じて、がんに関する意識の向上、がんの予防による健康寿命の延伸と、がん患者とその家族の不安の軽減・生活の質の向上に役立つ情報の普及に取り組んでいます。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「JA共済フォルダー」へのご契約の登録をおすすめします。

ご契約内容を毎年お届けします!	JA窓口での住所・電話番号等の変更がスムーズになります!	JA共済宿泊保養施設のサービス・特典がご利用いただけます!
-----------------	------------------------------	-------------------------------

さらにJA共済ホームページの「JA共済フォルダーネット」にご登録いただくと

- インターネット上でご契約内容の確認、住所・電話番号の変更、各種ご案内書の閲覧ができるようになります。もっと便利になります。
- ご希望の方は、冊子での「ご契約のしおり・約款」の交付に代え、インターネット上でご覧いただくWeb約款をお選びいただけます。

JA共済の資料請求サイト <https://shiryo.ja-kyosai.or.jp>

はじめて共済 検索 

本サイトから「ひと・いえ・くるま」各共済の資料請求・掛金試算ができます。

<p>JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)</p> <p>電話番号: ☎ 0120-536-093</p> <p>受付時間: 9:00～18:00 (月～金曜日) 9:00～17:00 (土曜日)</p> <p>※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。</p> <p>※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。</p> <p>※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。</p>	<p>ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで</p> <p>お問い合わせは</p>
<p>JA共済ホームページアドレス https://www.ja-kyosai.or.jp</p>	


ひとの保障
ご加入いただける年齢
0歳～75歳

がん共済

「生きる」を応援する充実のがん保障



保障内容

ご契約例

このプランにご加入いただける年齢

0歳～75歳

ご契約例

加入年齢: **25歳**

主契約

- がん入院共済金日額:10,000円
- 先進医療保障:あり
- 共済期間:終身
- タイプ:充実型
- 共済掛金払込終了年齢:99歳

特約

- 指定代理請求特約

共済掛金(2020年4月現在)

男性月払い **5,767円** 男性年払い **66,341円**
 女性月払い **4,487円** 女性年払い **51,544円**
 (共済掛金の払込経路が口座振替扱いの場合)

ポイント

1 上皮内がんを含む様々な「がん」、**「脳腫瘍」の治療を一生涯保障します。**
 *共済期間を終身とした場合。

2 「がん」**診断時**や**再発時・長期治療**のとき、**まとまった共済金を受け取れます。**

3 全額自己負担となる**先進医療の技術料**を保障します。
 *先進医療保障ありを選択した場合。

先進医療を受けたときの技術料は…

先進医療の技術料例

重粒子線治療 **約308万円** 陽子線治療 **約269万円**

厚生労働省「令和元年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告」
 *2020年1月末現在の法令等に基づきます。

高額な重粒子線治療・陽子線治療の技術料を**JAが医療機関に直接お支払いします!**
 (がん先進医療共済金の医療機関直接払制度)

JA共済では、**重粒子線治療・陽子線治療**の技術料を医療機関に直接お支払いする制度をご用意しています。
 がん・脳腫瘍によって**重粒子線治療・陽子線治療**を受けられる際は事前にJAまでご相談ください。

*当制度に対応する医療機関や、ご利用条件についての詳細はJAにお問い合わせください。

プランの選択

ご希望にあわせて保障内容が選べます。

は、このご契約例のプランです。

共済期間*9	終身			
	99歳	80歳	75歳	70歳
共済掛金払込終了年齢*9	65歳	60歳	55歳	50歳
先進医療保障*10	あり		なし	
タイプ	充実型		基本型	

タイプ別共済金(がん入院共済金日額10,000円の場合)

	充実型	基本型
がん診断共済金	200万円	100万円
がん入院共済金	10,000円×入院日数	
がん手術共済金	入院中 40万円	入院中 20万円
	外来 10万円	外来 5万円
がん放射線治療共済金	20万円	10万円
がん治療共済金	100万円	50万円

掛金表

お払込みいただく共済掛金(一部抜粋) (2020年4月現在)

男性				加入年齢(歳)	女性			
99歳払込終了	(参考) 65歳払込終了		99歳払込終了		(参考) 65歳払込終了			
月払い	年払い	月払い	年払い	月払い	年払い	月払い	年払い	
3,427円	39,431円	4,266円	49,045円	0	2,787円	32,082円	3,518円	40,470円
4,157円	47,801円	5,389円	61,978円	10	3,327円	38,282円	4,411円	50,681円
5,147円	59,201円	7,073円	81,298円	20	4,047円	46,553円	5,727円	65,842円
6,517円	74,882円	9,740円	112,008円	30	4,937円	56,804円	7,705円	88,631円
8,487円	97,582円	14,593円	167,767円	40	5,937円	68,215円	10,871円	125,024円
11,407円	131,123円	25,684円	295,414円	50	6,987円	80,318円	17,369円	199,687円
15,217円	174,935円	76,122円	875,407円	60	8,228円	94,611円	47,650円	547,923円
19,527円	224,518円	—	—	70	9,868円	113,468円	—	—

- 左記プランをご選択いただいた場合の共済掛金です。
- 上記の共済掛金は、払込経路が口座振替扱いの場合です。

割りもどし金	割りもどし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引出しになれます。ただし、 割りもどし金の額は年度ごとに変動し、経済情勢などによっては0となる年度もあります。
返れい金	この共済には、解約時の返れい金は ありません。

仕組図

25歳 ご加入

はじめの90日間はがんの保障がありません。

- がんに関する責任(保障)の開始は、ご契約日からその日を含めて91日目から**となります。これより前に被共済者ががんと診断確定された場合には、**ご契約は無効**とし、共済金はお支払いいたしません。
- 共済掛金の払込免除についてはご契約日から保障いたします。

がん と 診断 されたとき	がん診断共済金	共済期間を通じて1回のみ (がん入院共済金日額×200)	200万円	
がんで入院 をされたとき	がん入院共済金	1日あたり	10,000円	日帰り入院から保障*1 何日でも保障
がんで手術 を受けられたとき*2	がん手術共済金*3	入院中の手術の場合 1回あたり (がん入院共済金日額×40)	40万円	公的医療保険制度と連動 何回でも保障(一部を除く)
		外来手術の場合 1回あたり (がん入院共済金日額×10)	10万円	
がんで放射線治療 を受けられたとき*4	がん放射線治療共済金	1回あたり*5 (がん入院共済金日額×20)	20万円	公的医療保険制度と連動 何回でも保障
がん再発時や長期治療 のとき*6	がん治療共済金	1回あたり (がん入院共済金日額×100)	100万円	何回でも保障 (1年に1回)
がんで先進医療 を受けられたとき*7	がん先進医療共済金	1回あたり	先進医療にかかる技術料に応じて定める額*8	通算1,000万円まで保障
	がん先進医療一時金	1回あたり	がん先進医療共済金の額×10%(上限30万円)	

一生涯保障

このプランには、右記の**特約と制度**も含まれています。

指定代理請求特約	受取人となる被共済者が、共済金等を請求できない身体状況にある場合などに、あらかじめ指定された方が代理請求できる特約です。
共済掛金払込免除制度	災害・所定の感染症により所定の状態になられた場合、 以後の共済掛金はいただきません。

●この共済の対象となる「がん」は、所定の悪性新生物(上皮内新生物を含む)および脳腫瘍です。詳細は「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

注意事項



ご確認ください。

- ※1 日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。
- ※2 がん治療を目的とし、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術および輸血料が算定される骨髄移植術を保障します(一部の手術を除きます)。
- ※3 同一の日に1回を限度とします。
- ※4 がん治療を目的とし、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料が算定されるものを保障します。
- ※5 60日に1回を限度とします。
- ※6 がん治療の長期化や転移・再発により、がん診断共済金または前回のがん治療共済金の支払事由に該

当した日からその日を含めて1年を経過した日以後にがん入院共済金、がん手術共済金、がん放射線治療共済金がお受けになります(1年に1回を限度とします)。

※7 先進医療とは、公的医療保険制度の法律に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養第1条第1号に規定するものをいいます。また、医療技術ごとに一定の施設基準が定められており、この施設基準に適合する病院または診療所において行われた先進医療を保障します。なお、ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けた日において公的医療保険

制度によって保険給付の対象となっている場合や、承認取消し等によって先進医療でなくなっている場合は、がん先進医療共済金のお支払い対象とはなりません。

※8 がん先進医療共済金の額は、先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合は技術料の額、1万円未満の場合は一律1万円となります。

※9 ご選択いただける共済期間、共済掛金払込終了年齢は、加入年齢によって異なります。

※10 先に先進医療保障のある共済契約にご契約いただいている場合、重複して先進医療保障のあるがん共済にご加入いただくことはできません。